



本日は、日本国憲法が施行されてから76年目の憲法記念日です。さて、昨年2月からロシアによるウクライナ侵攻により、多くの犠牲者を出し続けています。今こそ、話し合による平和的解決が求められています。

政府は、昨年12月16日、新たな「安保3文書」〔①国家安全保障戦略②国家防衛戦略③防衛力整備計画〕を閣議決定し、敵国のミサイル発射基地等を攻撃するための、いわゆる「敵基地攻撃能力」の保有を進めようとしています。

そのために、政府は、防衛費を5年間で4.3兆円の確保。GDP比2%に膨らませました。2023年度予算の防衛費は過去最大の6兆8219億円で、2022年度の当初予算と比べて1兆4000億円余り多く、およそ1.3倍と大幅な増額となりました。防衛費の増額は11年連続です。日本は世界第3位の軍事大国になろうとしています。

今後、その予算確保のために増税が準備されています。

これは、憲法9条の戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権否認に反するものです。

敵基地攻撃能力・反撃能力の保有は、近隣諸国に脅威と不信を呼び起こし、限らない軍拡競争を招く恐れがあります。

武力に依拠するのではなく、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすべきです。

自民党改憲案は、憲法9条へ「自衛隊を明記」することで、専守防衛を放棄し、「集団的自衛権の行使」を容認し、世界のどこにでもいき「戦争ができること」に変えようとしています。

そのために、現在、全国各地で基地の強硬化・要塞化が進んでいます。そうすると、真っ先に攻撃の対象となると、危惧する声が各地であがっています。

国会では、大災害や国家有事、感染症蔓延などの非常事態に備えて、国会議員の任期を延長することなどを含めた憲法改正が必要であるとの論調が強まり、緊急事態条項を憲法に加える憲法改正を進める方向で議論が重ねられています。

しかし、現在の法律では、戦争の有事には国民保護法等があり、大災害には災害対策基本法があり、パンデミックには感染症対策基本法等が整備されています。

従って、緊急事態法制の根拠規定を憲法に明記する必要はありません。

政府は原発の新增設の推進及び60年を超える運転期間認める、原発回帰のGX（グリーン・トランスフォーメーション）法案を衆議院で可決しました。

原発はウクライナ侵攻でも攻撃の対象となり、核兵器使用に等しい惨劇をもたらすも施設です。

12年前の東京電力福島第一原発事故の教訓を忘れさせるものであり、絶対認めるわけにはいきません。

今必要なことは、国際情勢が激変する現状においても、憲法9条の平和主義を堅持し、戦争しない、戦争させないことをみなさんと確認していきたいと思います。

「がんこに平和・くらしが一番」を訴えます。ご清聴ありがとうございました。

